

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第76回 会員シンポジウム

「自衛隊を憲法に加憲!? その是非を考える」を開催

憲法問題対策センター委員 下林 秀人 (32期)

2017年11月14日(火)午後6時～8時、当会は弁護士会館2階講堂(クレオ)で標記のシンポジウムを開催した。

同シンポジウムを開催した目的は、2017年5月3日安倍首相が「憲法9条1項・2項を残しつつ、自衛隊を明文化する」という構想を公表し、自民党として改憲(加憲)案を提示したことに対し、弁護士会としてこれをどう受けとめ、対応していくかを論議・検討するためである。

同シンポジウムでは、まず川上詩朗会員(日弁連憲法問題対策本部事務局長)から同対策本部作成の「憲法に自衛隊を明記する憲法改正案に関する会内討議資料」に基づいて基調報告を受けた。同会員は、憲法改正に対する日弁連のスタンス(立憲主義の堅持、日本国憲法の基本原理〔国民主権・基本的人権・恒久平和主義〕の尊重)を明確にし、自民党が提示した下記の条文案(いわゆる「加憲」論)を紹介した。

憲法9条の2(自民党案)

- ① 前条の規定は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織として自衛隊を設けることを妨げるものと解釈してはならない。
- ② 内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有し、自衛隊は、その行動についての国会の承認その他の民主的統制に服する。

そのうえで、川上会員は上記「加憲」論の問題点を具体的に指摘した。すなわち、そもそも憲法9条に「加憲」する必要性があるのか。また、この「加憲」によって平和的生存権や憲法9条の憲法規範としての機能が弱まったり喪失するのではないか(立憲主義の観点)。さらに、上記「加憲」は恒久平和主義を後退させることになるのではないかなど。

上記の基調報告を受けて、パネルディスカッション(模擬)を行った。パネリストは伊藤真(36期)・田島正広(48期)・西田美樹(54期)・小川貴裕(63期)・棚橋桂介(66期)の各会員。各パネリストは現行憲法に対する評価等についてそれぞれ異なる意見を持つ者と

いう役割で登壇し、論議を交わした。コーディネーターは伊井和彦会員(憲法問題対策センター企画部長)。

パネルディスカッションにおける議題(論点)は、次のとおりであった。

- 1 敢えて今、9条は変えずに自衛隊を明記する意味と必要性があるのか?
- 2 「自民党案『9条の2』」で規定されるのは自衛隊の存在の合憲性だけで、自衛隊の任務や権限がどこまで許されるかの議論は、9条とともにそのまま残るとの論法は、本当にあり得るのか?
- 3 9条1項・2項は変えずに『9条の2』という形で自衛隊を憲法に明記した場合、その自衛隊とは、9条1項の「戦争の放棄」、9条2項の「戦力不保持」「交戦権否認」の拘束を受けるのか、それとも例外として拘束を受けないのか?
- 4 『9条の2』が規定されることで、9条1項・2項の解釈や自衛隊の任務等についてどのような影響があり得るのか?
- 5 現在の日本国憲法には「国防」「安全保障」という概念がなく、『9条の2』という形で自衛隊規定が加憲された場合、初めてそのような理念と規範が憲法に加わることになるが、そのことの影響と是非をどう考えるか?
- 6 9条1項・2項を変えずに自衛隊を憲法に明記した場合、自衛隊への統制機能は憲法上どうなるか?
- 7 『9条の2』案のような表現で自衛隊の存在を規定することについて、立憲主義の観点から問題はないか?

紙幅の制約で上記の論点についてのやりとりを詳細に紹介することはできないが、もし「憲法9条」の後に「同法9条の2」が新設され、あるいは「憲法9条2項」の後に「同条3項」が挿入されることによって自衛隊の存在を正面から認める規定が新設・挿入されれば、憲法9条全体が空洞化するのみならず、これまで「日陰者」であった自衛隊に“民主的正当性”の根拠を付与することになり、国民・市民の人権に対する新たな制約事由や侵害要因が出現することは必至である。